

熊本大学大学院法曹養成研究科
における組織評価
自己評価書

平成 30 年 9 月 28 日
17. 大学院法曹養成研究科

目次

I	熊本大学大学院法曹養成研究科の現況及び特徴	3
II	教育の領域に関する自己評価書	5
	1. 教育の目的と特徴	6
	2. 優れた点及び改善を要する点の抽出	6
	3. 観点ごとの分析及び判定	7
	4. 質の向上度の分析及び判定	9
III	社会貢献の領域に関する自己評価書	11
	1. 社会貢献の目的と特徴	12
	2. 優れた点及び改善を要する点の抽出	12
	3. 観点ごとの分析及び判定	12
	4. 質の向上度の分析及び判定	16
IV	国際化の領域に関する自己評価書	17
	1. 国際化の目的と特徴	18
	2. 優れた点及び改善を要する点の抽出	18
	3. 観点ごとの分析及び判定	18
	4. 質の向上度の分析及び判定	21
V	管理運営に関する自己評価書	22
	1. 管理運営の目的と特徴	23
	2. 優れた点及び改善を要する点の抽出	23
	3. 観点ごとの分析及び判定	23
	4. 質の向上度の分析及び判定	29
VI	男女共同参画に関する自己評価書	30
	1. 男女共同参画の目的と特徴	31
	2. 優れた点及び改善を要する点の抽出	32
	3. 観点ごとの分析及び判定	32
	4. 質の向上度の分析及び判断	33

I 熊本大学大学院法曹養成研究科の現況及び特徴

1 現況

- (1) 学部等名：熊本大学大学院法曹養成研究科
- (2) 学生数及び教員数（平成 30 年 5 月 1 日現在）
：学生数 4 人、専任教員数（現員数：16 人、育休 1 人）

2 特徴

熊本大学大学院法曹養成研究科（以下、「本研究科」という。）は、九州中央に位置し、熊本市（人口約 74 万人）中央区黒髪緑豊かなキャンパスにあり、熊本大学法学部・法学研究科を母体とし、ここから独立する形で平成 16 年 4 月に開設された。

九州中南部地域ではそれまで、法曹（とりわけ弁護士）の数が極めて少ないことに加えて、都市部に偏在しているために、地域住民の司法へのアクセスやリーガル・サービスの享受が困難な状況にあった。また、複雑化・多様化する社会において生起し増大する法的紛争に、法廷の内外を問わず、公正かつ迅速に対応する法曹養成が課題とされていた。これらの要請に応えるため本研究科は設立され、地域に密着し新たな法的ニーズにも的確に対処できる質の高い法曹の増加が求められていた。開設以降これまでに本研究科は 58 人の法曹を社会に送り出している。その多くは熊本地域を中心に紛争解決に向けた弁護士活動を多面的かつ精力的に行っている。

今後とも、21 世紀を担う法曹には、基礎的かつ普遍的な法曹としての能力に加えて、地域特有の法的ニーズに応える能力、さらには、たとえばグローバル化する経済や少子・高齢社会の中で新たに生起する法的問題を解決する能力が必要である。この様々な社会的要請に応えるために、本研究科は、とりわけ次の二つの能力を兼ね備えた法曹を育成している。第一は、家庭医としての能力。すなわち、住民の社会生活における基礎的かつ普遍的ニーズに即した法的サービスを提供する能力である。第二は、専門医としての能力。すなわち、「公共政策法務」、「高齢者福祉と財産管理」、「企業コンプライアンス」、「企業再生」といった新しい法的ニーズに対応できる能力である。これらの法的能力のみならず、豊かな人間性、幅広い教養、高い倫理観を備えた質の高い法曹の養成をめざし、本研究科は、教育課程を「法理論の基礎」、「法理論の応用」、「法実務の基礎」の 3 つのステージで構成し、法理論教育を段階的に行うとともに、その後に法理論の具体的適用・応用過程、すなわち法理論と実務を架橋する完結的な教育課程を置き、プロセスとしての法曹養成を強く意識した教育を行っている。このため、1 年次については 2 年次に進級する際に、2、3 年次についてはセメスターごとに、進級判定制度を導入し、本研究科における法曹養成教育が段階的かつ完結的となるよう目論んでいる。さらに、平成 19 年度からは、GPA を進級判定制度と修了認定制度に導入し、これら一層の厳格化を図っている。

本研究科は、入学定員 16 人（平成 26 年度から）のもと、入学試験を複数回、複数試験場で実施し、入学機会を広く提供して受験者を幅広く集めるとともに、厳格な入試判定を行ってきた（平成 28 年度募集停止まで）。その上で、徹底した少人数教育を実践し、教育効果を高めるため、シラバスの電子化、法情報データベースの利用等、IT 教育環境を整備・活用している。また、インストラクター制度等の導入により、学生の履修指導のみならず、生活指導もきめ細かく懇切丁寧に行っている。さらに、学生への生活支援として、本研究科独自の奨学金給付制度も設けている。

3 組織の目的

1) 教育上の理念及び目標

21 世紀、わが国においては、「IT 技術の革新」や「経済のグローバル化」、「少子高齢社会化」等が急速に進み、社会生活上の基礎的かつ普遍的な法的ニーズのみならず、様々な法的ニーズが新たに発生している。また、複雑化・多様化した現代社会において、

次々と生起する法的紛争には、法廷においてだけではなく、企業や地方公共団体においても、迅速に対応する法曹が必要である。ここには、法的ルールに基づき、自由かつ公正な社会の形成を図るため、国民間の利害の調整や紛争の予防及び解決を専門的知識によって公正・誠実に行うことのできる法曹養成が求められている。

こうした社会的要請に応えるため、本研究科は、質の高い法理論教育を段階的に行うとともに、法理論の具体的適用・応用過程、すなわち法理論と実務を架橋する完結的な教育を強く意識したプロセスとしての法曹養成教育を行い、豊かな人間性、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹を養成することを理念・目標としている。

2) 養成する法曹像

本研究科においては、次の二つの能力を兼ね備えた法曹を育成する。

第一は、家庭医としての能力。すなわち、地域住民の社会生活における基礎的かつ普遍的ニーズに即した法的サービスを提供する能力である。

第二は、専門医としての能力。すなわち、「公共政策法務」、「高齢者福祉と財産管理」、「企業コンプライアンス」、「企業再生」といった新しい法的ニーズに対応できる能力である。

この二つの能力を兼ね備える法曹を養成し、質の高い法的サービスを提供する。

Ⅱ 教育の領域に関する自己評価書

1. 教育の目的と特徴

- 1) 大学院法曹養成研究科は、質の高い法理論の教育を体系的に行うとともに、法理論と実務を架橋する教育を強く意識した段階的な法曹養成教育を行うことで、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹を養成することを理念・目的とする専門職大学院である。
- 2) 本研究科は、家庭医としての能力（地域住民の社会生活における基礎的かつ普遍的ニーズに即した法的サービスを提供することのできる能力）と専門医としての能力（公共政策法務、高齢者福祉と財産管理、企業コンプライアンス、企業再生という新しい法的ニーズに対応できる能力）を兼ね備える質の高い法曹養成を教育目的とし、①高度で専門的職業能力を有する人材を養成し、②その目標が適切に達成されているかを検証・改善するという目標を設定している。
- 3) 本研究科の教育目的である、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹を養成することを実現するため、法律家になるための適性や学力を有する者のほか、豊かな社会経験のある社会人を受け入れている。
- 4) 本研究科は、入学定員を16人、ただし、平成27年度に平成28年度募集停止）として徹底した少人数教育を行うと共に、研究者教員と実務家教員からなるインストラクター制を導入して、学習や学生生活についてきめ細かい指導を行っている。
- 5) 本研究科は、附属臨床法学教育研究センターを設置し、法理論と実務を統合した臨床法学教育の実践と教育方法の開発に取り組んでいる。学生は、本研究科専任の実務家教員の指導の下に「リーガル・クリニック」を履修し、生の事案や事件・記録に接しながら法理論の応用と実務の技能を学んでいる。
- 6) 本研究科は、平成19年度及び24年度に独立行政法人大学評価・学位授与機構の法科大学院認証評価を受審し、いずれも評価基準に適合しているとの認定を受けている。しかしながら、27年度に28年度の学生募集を停止した影響もあり、29年度に受審した認証評価では、不適合と評価された。

[想定する関係者とその期待]

以上の目的・特徴等に照らし、本研究科は在学生・受験生、その家族、修了者とその雇用主、地域社会等の関係者を想定し、在学生らからは法曹としての課題発見・解決能力を涵養すること、修了者らからは法曹としての課題発見・解決能力を発揮して法曹として活躍すること、地域社会からは地域の法的ニーズに応える法曹を養成することなどの期待を受けてきた。

2. 優れた点及び改善を要する点の抽出

【優れた点】

- ・入学生は、法学部出身者のみではなく、社会人・非法学部生の比率も大きく、3年標準コースを基本とし、当初からの法科大学院設置の理念・趣旨に合致している。
- ・教員は、研究者教員と実務家教員とがバランスよく配置されており、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うための必要で高度な能力を有している。
- ・入学定員16人(平成26年度から)で、少人数教育のなかで、きめ細かな指導をしている。
- ・本研究科を修了し、司法試験に合格し法曹になった者の地域(九州・熊本)への定着率が高く、地域への貢献が大きい。

【改善を要する点】

- ・司法試験合格率を上昇させる努力が必要である。

3. 観点ごとの分析及び判定

分析項目 I 教育活動の状況

観点 教育実施体制

(観点に係る状況)

専門職大学院である本研究科は、法曹養成専攻からなり、家庭医と専門医としての2つの能力を有し、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹の養成を目的とする。

本研究科は、法曹養成のために必要な教育を体系的に行うために専任教員を17人(学内措置によるみなし専任教員2人を含む)、兼担・兼任教員を31人、合計48人を置いており、専門職大学院の設置基準を満たしている。また、研究者教員と実務家教員のバランスは適切であり、法律基本科目群をはじめとする各科目群に専任教員がもれなく配置されている。研究者教員が専攻分野について教育上・研究上の優れた業績をもち、実務家教員は、弁護士、検察官、裁判官等の経験を有しており、教育分野についての高度の技術・技能や優れた知識を有している。このことは、認証評価の結果から明らかである。

(認証評価の結果 <http://www.ls.kumamoto-u.ac.jp/evaluation1.html>)

本研究科は、教員の教育力向上のため、教務FD委員会及び学生支援委員会を設置し、組織的かつ継続的に次の活動を行っている。①授業アンケートの実施、②前学期と後学期に授業参観と授業評価を行うこと、③学期ごとの学生への成績配付の前にインストラクター会議を開き、学生の成績状況と授業に対する意見を検討すること、④教育内容及び教育方法改善のための講演会を実施すること、⑤教育内容及び教育方法の改善のための情報や研究成果を収集すること。

とりわけ、②においては、授業参観の目的、対象科目、期間等を毎回定めて実施し、参観者には「授業で気づいたこと」、「自らの授業改善に参考になったこと」等について記入する「授業参観報告書」の提出をもとめている。これらの資料は、教務FD委員会でまず検討分析し、「授業評価のための会議」の討議資料としている。また、これらの結果は、インストラクター会議等においても参照されている。

さまざまなFD活動と並んで、教育プログラムの質保証・質向上の一環として厳格な成績評価が求められる。このため、本研究科では、成績評価及び評価基準等を定め、教員に成績評価の際に周知するとともに、これを学生には学生便覧やシラバスなどで明示している。また、成績評価に質問や疑問のある場合に、学生は所定の手続を経て、質問・疑問を提起し、最終的には異議を申し立てることができる。

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

本研究科の教員組織は、能力・経験のある研究者教員・実務家教員をバランスよく配置され、専門職大学院としての目的を達成するために、効率的に編成されている。さらに、各種FD活動も盛んに行うとともに、シラバスの工夫や異議申立て制度などを設けることにより、教育プログラムの質保証・向上を図っている。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 教育内容・教育方法

(観点に係る状況)

本研究科はディプロマ・ポリシー(DP)を定め、教育課程を編成している。この教育課程においては、家庭医としての能力に加えて、専門医としての能力を有する法曹を養成する。このために、社会に生起する種々の法的問題を合理的に解決するための法理論を学ぶ理論教育と要件事実や事実認定の基礎を学ぶ実務教育とを架橋することを強く意識している。本研究科のカリキュラム編成においては、法律基本科目群、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群からなる授業科目について、適切な年次配当を行う

とともに、社会の新しいニーズに対応した専門医としての能力を養成するために、4つの履修モデルを呈示している。

各授業科目において履修条件を定めることで、学生は1年次に法律学の「法理論の基礎」から始めて、2年次を中心に「法理論の応用」に進み、さらに3年次を中心に「法実務の基礎」に至り、段階的かつ完結的に学べるようにしている。このため、本研究科は、GPA制度を導入し、進級要件はGPA1.8以上、修了要件はGPA2.0以上としている。なお、GPA 1.8以上2.0未満の者には、修了者認定試験を行うことになっている。以上のように、本研究科では、学生の段階的・系統的かつ完結的な履修に資するように、カリキュラムを適切に編成している。

さらに、学生に対しては、学年チーフインストラクターやインストラクターによる日常的な指導を行っている。法学未修者は法律の基本的な考え方や学習方法についても大きな疑問や不安を抱くことが多いことから、インストラクターによる個別のかつ日常的な指導は、とりわけ法学未修者にとって極めて重要な意義を持つものである。

学生の主体的な学習のために、自習室などの施設の充実とともに、いつでもどこでも法文献・判例の検索ができるインターネット環境を備えている。これにより、学生は、講義を受ける前に、ネット上の電子シラバスを読むことによって、その内容を理解し、効果的に予習することが可能となる。このために、電子シラバスには、「履修条件」の他に、「学習の目標」、「試験・成績評価の方法」などが記載されている。

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

本研究科は、養成する法曹の目的に従いカリキュラムを編成し、「法理論の基礎」、「法理論の応用」に進み、さらにその後、「法実務の基礎」に至るよう段階的・系統的かつ完結的に学べるよう工夫している。このため、GPA制度を導入し、厳格な成績評価・進級判定を行っている。また、この前提として、シラバスの充実、インターネット環境などの整備による自主学習を促す取組をしている。また、とりわけ法学未修者には特別の配慮をしている。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

分析項目Ⅱ 教育成果の状況

観点 学業の成果

(観点到係る状況)

ここ数年の修了者数と合格者数をみるに、平成26年度の修了生3名のうち1名が合格しており合格率は33パーセントとなっている。平成27年度は修了生11名のうち2名の合格者で合格率18パーセントであったものの、平成28年度は4名の修了者のうち2名が合格しており合格率50パーセントとなっている。司法試験合格とGPAとの関連性についていえば、平成26年度修了の合格者(1名)のGPAこそ2.33と必ずしも高くはないものの、平成27年度修了の合格者(2名)のGPAはそれぞれ3.08と2.83で上位2名であり、平成28年度修了の合格者(2名)のGPAもそれぞれ3.04と3.00でやはり上位2名となっている。厳格な成績評価が機能している結果であるといえよう。

とはいえ、合格者の数からしても、合格率からしても、必ずしも十分な結果でないことは明らかであって、司法試験の結果が本研究科の教育成果の全てではないとしても、この学力向上のため教育体制をなお一層充実させる必要がある。

本研究科は、全学の取組として年2回実施されている学生による「授業改善のためのアンケート調査」と連携して、シラバス、レジュメ、授業の時間配分等の本研究科独自の項目を付加して授業内容・方法についての学生による評価を行いFDに資するよう、「学生の授業目標の達成度」、「授業の有意義度」など授業の成果について分析する取組を行っている。

アンケートの結果は、教務 FD 委員会により「授業改善のためのアンケート実施報告書」にまとめられ、それぞれの項目について分析している。この報告書は教授会に提出され、授業等の改善に役立っている。

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

本研究科は、質の高い法曹養成を目的としていることから、学業の成果は厳格な成績評価と修了判定によって判断される。しかるに本研究科における修了生数に占める合格者数の割合は、厳格な成績評価・修了判定が機能している結果であり、厳格な成績評価と進級・修了判定によって学習成果を判断し、質の高い法曹養成を行い、高い能力を身につけた修了生を送り出していることを意味する。

さらに、本研究科は、この学業の成果の向上のために、改善の方策を絶えずとっており、授業改善のためのアンケート調査の結果（平成 28 年度）によれば、授業の目的を達成したと思っている学生の割合は、「十分に達成できた」「少し達成できた」の合計で 80 パーセントを超え、授業が有意義だったとする学生の割合は、「非常に有意義だった」「有意義だった」の合計で 95 パーセントを超える。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 進路・就職の状況

(観点に係る状況)

本研究科は専門職大学院であり、修了して法務博士の学位を取得した者は、法曹三者(裁判官・検察官・弁護士)だけではなく、企業法務、自治体法務などの道に進むために、司法試験を受験している。本研究科修了生は修了後直ちに就職するものではないため、司法試験合格率を就職率として示す。司法試験は修了後 5 年間に 5 度の受験が可能で、多くの修了生は現在法務学修生として受験準備中であり、ここに示す司法試験合格率から、修了生在学中の学習成果について早急な結論を出すことはできない。ただ司法試験合格者については、少なくとも法科大学院が目的とする教育成果をあげているといえよう。

平成 26 年度から同 28 年度までの間の修了者で司法試験に合格した者は 5 人であるが、うち 1 名は任官し、残りの 4 名は現在司法修習中である。4 名の司法修習中の者のうち 2 名は熊本で修習しており、2 名とも熊本の法律事務所に就職することが内定している。本研究科が法科大学院として地域に重要な役割を果たしていることは明らかである。

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

本研究科修了者の就職率(司法試験合格率)は、未だ確定したものではなく、多くの者が法務学修生として、なお司法試験準備中であり、今後の成果が期待される。また、司法試験に合格し法曹になった者の多くは、地元熊本・九州管内で活躍しており、この貢献は大であり、地方法科大学院として本研究科は期待されている。

また、司法試験合格と GPA の関係を分析するなかで、教育の質の向上の努力を絶えず行っている。

以上により、関係者から期待される水準にあると判断する。

4. 質の向上度の分析及び判定

(1) 分析項目 I 教育活動の状況

(判定結果)質を維持している。

(判断理由)

教育活動の状況について、これまでと同様に厳格な成績評価・進級判定を行うとともに、ディプロマ・ポリシー(DP)を定め、教育の質の向上を図るために、「成績評

価及び評価基準などについて」を策定し、さらに成績評価の異議申立て制度が整備されている。

教育内容・方法をめぐって、シラバスの履修条件の記述を充実させ、「共通的な到達目標モデル項目」により、学習の便宜を向上させている。

以上のことから、質は維持されていると判断する。

(2) 分析項目Ⅱ 教育成果の状況

(判定結果)質を維持している。

(判断理由)

教育成果の状況について、新たに司法試験の合格と修了時 GPA との関連を調査し、教育の改善に結びつけている。平成26年度から同28年度までの合格者の終了時 GPA の平均は 2.86 であり、3.00 以上の者も 3 名いる。また、司法試験に合格し法曹になった場合、弁護士事務所の弁護士のみならず任官する者も出ている。また、司法試験に合格しない場合においても、法科大学院での教育の成果を活かし、公務員や企業に就職するなど、進路に多様性がみられるようになってきた。もっとも、司法試験合格者の数からしても、合格率からしても、十分な結果を出しているとは言いがたく、以上のことから、質を維持していると判断する。

Ⅲ 社会貢献の領域に関する自己評価書

1. 社会貢献の目的と特徴

「熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針」（平成25年1月17日学長裁定）の中で、熊本大学は、地域社会からの要請を的確に把握し、研究成果の公開、人的交流、諸施設の開放等を通して、産業創成、地域経済振興、教育及び文化の向上、医療・福祉の増進等に積極的に貢献するとともに、教育面における社会サービスの充実を図り、地域に開かれた大学としての役割を果たす、また地域社会が抱える課題を解決するため、自治体等の審議会・委員会への参画、課題解決に関する調査研究及びその成果に基づく政策提言、本学の教育研究成果の還元を行うことにより、地域活性化を推進する、と述べている。

この全学の社会貢献・目的に沿って、本研究科は、理論と実務を融合した臨床法学教育の実践と教育方法を開発するために設置した「附属臨床法学教育研究センター（ローセンター）」において、プロボノ活動として学内での無料法律相談事業、また臨床教育の一環として県内での司法過疎地域を含む広域的な無料法律相談事業を毎年数回にわたって継続的に実施することにより、地域社会における法的ニーズに応える顕著な寄与・貢献をしている。

また、本研究科教員は、法理論と実務を架橋する教育を強く意識したプロセスとしての法曹養成教育を行うとともに、その充実のために、法律学の理論的・臨床的な研究を行っており、本研究科の教育・研究を通じて得た成果を社会に還元し、社会に寄与することを目標としている。本研究科教員はこの専門知識を有する学識経験を生かし、県内外の行政機関・弁護士会等において委嘱された各種の審議会・審査会・委員会等における活動を通じ、地域社会の活性化に貢献している。

〔想定する関係者とその期待〕

以上の目的・特徴に照らして、本研究科では、本研究科と関係のある地域社会及地域住民等といった関係者を想定し、本研究科は、地域住民の社会生活における基礎的かつ普遍的ニーズに即した法的サービスを提供し、地域社会及び地域住民の法的紛争に対する積極的な解決への関わり・寄与といった期待を受けている。

2. 優れた点及び改善を要する点の抽出

【優れた点】

本研究科のパンフレット『熊本大学法科大学院 2015』や『学生便覧 2015』、『熊本大学概要 2016』で示されている本研究科の理念・目標、アドミッションポリシーや養成する法曹像に基づいて、本研究科が社会貢献活動を行っている。特に、学外の無料法律相談は、毎年数回にわたり熊本県の僻地を含む広域を巡回し、地域住民の法的なニーズに対し手厚い手当てをしている。また、本研究科の教員は、各種の審議会委員・審査会委員・委員会委員を多数委嘱され、講演やシンポジウムのパネリスト依頼等も多く、行政機関・弁護士会・社会福祉法人等の高い期待に応えている点が優れている。

【改善を要する点】

本研究科は、本研究科が行っている社会貢献について、より地域のニーズが高いと思われるものについては、積極的に情報提供を行うことが必要であろう。

3. 観点ごとの分析及び判定

分析項目 I 大学の目的に照らして、社会貢献活動が適切に行われ、成果を上げていること。

観点 社会貢献活動の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が適切に公表・周知されているか。

(観点に係る状況)

『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』、『第3期中期目標』等による全学の目的に従って、本研究科も社会貢献活動を行っている。このうち、『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』において掲げられている「地域社会の課題解決への貢献」として、「自治体等の審議会・委員会への参画、課題解決に関する調査研究及びその成果に基づく政策提言等を行い、地域・社会の活性化の推進」に努めている。なお、上述の諸活動(いわゆる兼業業務)に際しては、本研究科所定の規則に則り、適正に運用しており、本研究科ウェブサイト「教員紹介」で公開している。(中期計画番号 32)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

資料によると、複数年にわたって継続して多くの教員が大学の兼業規則に則り、行政機関・弁護士会等の各種の審議会委員・審査会委員・委員会委員を行っている。諸活動の実施に際しては、広く公表されている大学の方針等に基づき、かつ、本研究科で定める規則により、適正な活動を行っている。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

(観点に係る状況)

担当教員は、行政機関・弁護士会等における各種の審議会委員・審査会委員・委員会委員として、計画案に従って適切に活動している。具体的には、専門知識を有する学識経験者が参画する第三者的立場から、各種調査研究、政策立案、計画・方針等の策定、指導・助言及び各種審査等の幅広い活動を行うことにより、自治体等活動の活性化・推進等に寄与している。また、弁護士会に置かれる各種委員会委員として、弁護士としての品位保持・弁護士事務の改善進歩等に貢献するとともに、弁護士会主催の市民向け講座の講師等を努めることにより、広く社会貢献活動に努めている。

さらに、大学の知を広く社会へ還元するため、企業、自治体、一般市民向けの研修会、講演会等への依頼等にも積極的に対応している。(中期計画番号 32)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

本研究科教員は、大学の兼業規則に則り、上述のとおり複数年にわたり継続して行政機関・弁護士会等の各種の審議会委員・審査会委員・委員会委員を務めている。活動の範囲は自治体等の政策立案等から、企業・一般市民向けの知の還元まで幅広く、社会貢献が充分に行われている。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 活動の実績及び活動への参加者等の満足度等から判断して活動の成果が上がっているか。

(観点に係る状況)

資料より、行政機関・弁護士会等において委嘱される各種の審議会委員・審査会委員・委員会委員の件数は毎年高い数字を保っている。このような本研究科教員の活動により、自治体等においては、その発展・推進に、ひいてはわが国の発展に寄与している。弁護士会においては、各種委員会委員の立場から、弁護士の品位の保持・弁護士事務の改善進歩等に貢献している。これらの活動は必要不可欠であり、委嘱先の行政機関・弁護士会等から高く評価されている。このことは複数年にわたり継続的に委嘱を受けていることから明らかである。(中期計画番号 32)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

上述のとおり、本研究科教員は自治体・弁護士会等から複数年にわたり継続的に委嘱を受けている。このことは、本研究科教員の社会貢献活動が有意義なものであり、その成果が十分に上がっていることを示している。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 改善のための取組が行われているか。

(観点に係る状況)

行政機関・弁護士会等における審議会・審査会・委員会等への参画については、専門知識を有する学識経験者としての専門知識・経験及び関連する専門領域における最新の情報・知識等が求められる。このために、各教員の専門分野に応じた学会・研究会への積極的参加等により、常に自己研鑽に努めている。(中期計画番号 32) また、本研究科の兼業手続きの簡素化により、行政機関・弁護士会等への教員派遣が容易になった。

(水準) 期待される水準にある

(判断理由)

上述のとおり、本研究科教員は専門領域における最新の情報・知識等を習得するため、学会・研究会への積極的参加等により、常に自己研鑽に努めている。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

分析項目Ⅱ 大学の目的に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、成果を上げていること。

観点 大学の地域貢献活動の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が適切に公表・周知されているか。

(観点に係る状況)

『熊本大学概要 2016』、『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』、『第3期中期目標』による全学の目的に従って、本研究科も地域貢献活動を行っている。このうち、『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』において掲げられている「地域社会との組織的な連携の強化」として、「自治体等と連携することにより、本研究科とこれらの機関が有する資源を活用し、地域社会の発展に寄与する」ことに努めている。なお、本研究科の大きな特色である巡回無料法律相談については、本研究科附属臨床法学研究センター運営委員会(以下、「ローセンター運営委員会」という)において、毎年度実施計画・予算案等を策定し、計画的に実施している。(中期計画番号 32)

(水準) 期待される水準にある

(判断理由)

本研究科としての地域貢献である無料法律相談については、広く公表されている全学の方針等に従って実施しており、その実施に際しては、ローセンター運営委員会において方針・計画等を策定している。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

(観点に係る状況)

無料法律相談は、学生の臨床教育や教員の実務研修と併せて地域貢献を目的とし、上述のローセンター運営委員会における実施計画に基づき、市との連携の下、熊本市、天草市及び人吉市で実施しており、相談者の問題解決に当たるとともに、地域固有の法的課題の把握に努めている。なお、法律相談の実施に際しては広く相談者を募るため、本研究科ウ

ウェブサイトをはじめ市の広報等により、広報の充実にも努めている。(中期計画番号 32)

(水準) 期待される水準にある

(判断理由)

無料法律相談は、ローセンター運営委員会における実施計画に基づき、市との連携の下で計画的・継続的に実施しており、相談者の問題解決はもとより、地域固有の法的課題の把握に努めており、地域貢献としての活動は顕著である。また、法律相談の実施に際しては広報の充実にも努めている。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 活動の実績及び活動への参加者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

(観点に係る状況)

上記資料「無料法律相談の実施状況」のとおり、無料法律相談は複数年にわたり継続的・定期的の実施し相談件数も一定程度はあることから、当該地域には定着したものとなっており、これらの実績から判断し活動の成果は上がっていると判断する。

また、法律相談の実施に際しては、相談者から必ずアンケートを回収することとしている。本アンケートは過疎地の司法アクセスをテーマにしたもので、満足度を測る目的ではないが、「弁護士に相談して今後どうすることになったか」の設問に関連し、相談者から、弁護士や他の専門家を紹介して欲しい旨の要望があった場合、概ね弁護士や弁護士会の法律相談、他の専門家を紹介しており、この点で相談者の満足度は高く、活動の成果は上がっていると判断出来る。(中期計画番号 32)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

無料法律相談は複数年にわたり継続的・定期的の実施し相談件数も一定程度はあることから、当該地域には定着したものとなっている。これを裏付けるものとして、近年では、自治体側から現行の地域以外でも法律相談を実施願いたい旨の要望があっており、これを受け、今後試験的に他の地域でも実施する計画である。

これらの実績から判断し、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 改善のための取組が行われているか。

(観点に係る状況)

無料法律相談については、ローセンター運営委員会において実施状況等を確認し、必要に応じ実施場所、アンケート等について検討・改善等を行っている(前掲資料 C-1-1-1-7)。また、法律相談を実施する中で、その時々状況に応じ、相談者に配慮した改善の取組を行っている。具体的には、相談に来たことを知られたくないという要望に対し受付場所を廊下から室内に変更したこと、相談開始時刻前から来訪する相談者に対し相談開始時刻を早めた等の事例がある。さらに、巡回する地域の実情に応じて、きめ細かい広報活動を行っている。たとえば、牛深では有線放送、人吉では消費者センターによる広報を行っている。また、人吉では、無料法律相談を金曜の遅い時間帯にスライドさせることにより、有職者にも相談しやすくし、地域住民の幅広いニーズに対応している。(中期計画番号 32)

(水準) 期待される水準にある

(判断理由)

無料法律相談については、ローセンター運営委員会において検証を行い必要に応じた改善を図っており、また、相談者からの要望により状況に応じた改善・見直しを行って

いる。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

4. 質の向上度の分析及び判定

(1) 分析項目Ⅰ 大学の目的に照らして、社会貢献活動が適切に行われ、成果を上げていること。

(判定結果) 質を維持している。

(判断理由)

従来より、『熊本大学概要2016』、『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』、『第3期中期目標』による全学の目的に従って、本研究科も熊本大学の一部局として、県内外の行政機関・弁護士会等において委嘱された各種の審議会・審査会・委員会等における活動を通じ、社会貢献活動を適切に行っている。さらに、本研究科の「兼業についての申し合わせ」（平成16年7月14日教授会承認）に基づき、適切に処理されている。

さらに、法曹養成研究科教授会承認資料より、平成26年・同27年度に比べ、平成28年・同29年度は、社会貢献活動の件数が若干増えている。すなわち、平成26年度は、①公益認定等審議会、労働審議会、県弁護士会懲戒委員会等、熊本県・県弁護士会等の関係10件、②情報公開・個人情報保護審査会等、天草・宇土・水巻・筑紫野等の市町村関係14件、③その他、県社会福祉協議会の契約締結審査会、地域年金事業運営調整会議の2件、合計26件であった。平成27年度は、①県・県弁護士会等関係11件、②市町村等関係13件、③その他2件の合計26件であった。

これに対し、平成28年度は、①県・県弁護士会等12件、②市町村等15件、③その他2件の合計29件、並びに平成29年度は、①県・県弁護士会等13件、②市町村等13件、③その他2件、合計28件であった（資料C-1-1-1-1）。（中期計画番号32）

以上のことから、質を維持していると判断する。

(2) 分析項目Ⅱ 大学の目的に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、成果を上げていること。

(判定結果) 質を維持している。

(判断理由)

従来より、『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』、『第3期中期目標』等による全学の目的に従って、本研究科も熊本大学の一部局として地域貢献活動を適切に行っている。学内外の無料法律相談については、「熊本大学大学院法曹養成研究科附属臨床法学教育研究センター規則」（平成18年9月13日規則第244号）に則り適切に活動している（前掲資料C-1-1-1-4）。（中期計画番号32）

また、資料のとおり、巡回の無料法律相談として、平成26年～平成29年度にわたり、天草・人吉・熊本で実施された。相談件数は、数件から数十件であった。相談内容は、売買・不動産取引・金銭貸借・建物賃貸・扶養・離婚・相続等、多岐にわたる（中期計画番号32）。なお、この無料法律相談（巡回）については、本研究科教員による調査報告が公にされている（猿渡健司ほか「熊本県司法過疎における法的紛争をめぐる現状分析」熊本ロージャーナル9号35頁～70頁（2014年））

以上のことから、質を維持していると判断する。

IV 国際化の領域に関する自己評価書

1. 国際化の目的と特徴

本研究科は、法曹養成を目的とした専門職大学院であるためカリキュラムに関して一定の制約があるものの、国際的な観点を含む講義においては、「外国の法制度、法の歴史、国際的な法の知識を通じて、物事を相対的・批判的に把握する力を身につけ、グローバルな視点から法的課題に対応する能力を備えている」ことを単位認定・学位授与基準の一要素とし、グローバルな視野を持つ法曹も育成している。本研究科のかかる国際化の目的を含む教育により、たとえば、国際的な訴訟を扱うような渉外弁護士事務所や、国際企業法務を有する企業で活躍する人材を育成することが期待されている。

このような国際化の目的のために、本研究科は韓国の法科大学院や台湾の法学院と協定を結び、学内においては教員や学生が海外で活躍することができるような機会を設けることが求められる。

[想定する関係者とその期待]

想定される関係者は、本研究科の教職員及び院生である。前記の目的のために、教職員においては、海外の法科大学院との情報交換を行い本研究科の教育力を向上させることや学術的な交流をすること、そして学生においては、国際的な法の知識を習得することや海外での学びの場に参加すること等の具体的な取り組みにより成果を上げることが期待される。

2. 優れた点及び改善を要する点の抽出

【優れた点】

本研究科は、日本の法曹養成制度を検討の上に法科大学院制度を策定した韓国の法科大学院や台湾の法学院、スペインの大学と協定を結び、情報交換や学術的な交流を定期的に行っている。本研究科は一定の制約を受ける専門職大学院でありながらも、教員はもとより、募集停止を行うまでは若干の学生も自主的に海外において活動を行っている点で優れていると評価できる。

【改善を要する点】

本研究科の専任教員の数が組織を運営していく上では非常に少なく、一教員が担当する委員が他部局に比べ多い。そのため、特に若手教員の在外研究の希望に添えない。今後の研究科の国際的にプレゼンスを向上するためには、教員が海外で研究をし、そして外国の研究者の人脈を広げることも非常に重要であり、そのための恒常的な体制作りには改善を要する。

3. 観点ごとの分析及び判定

分析項目 I 目的に照らして、国際化に向けた活動が適切に行われ成果を上げていること。

<p>観点 国際化の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が広く公表されているか。</p>

(観点に係る状況)

国際化に関する目的を達成するため、以下のような方針に基づいている。平成 22 年に韓国の嶺南大学法科大学院と部局間交流協定を締結し、双方の大学を教員が定期的に訪問し、共同でシンポジウム等を開催し、教育や法曹養成制度に関する情報交換・学術交流を行う。また、平成 26 年・平成 28 年にはスペインのヴァレンシア大学、平成 26 年にハンガリーのパーズマーニ・ペーテル・カトリック大学と、平成 29 年には台湾の東呉大学法学院と、大学間交流協定を締結する。(中期計画番号 38)

また、教員の「サバティカル研修に関する細則」を整備し、教員の在外研究期間を確保する。(中期計画番号 38) なお、学生の海外での学習については、本学の国際奨学事業に毎年申請し、学生に周知する(本研究科の平成 28 年度入学者募集停止まで)。

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

上記観点の状況は、毎年継続的に行われている。これらの目的と計画は資料に示したとおり公表されている。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

(観点到に係る状況)

嶺南大学法科大学院については、平成 26 年 3 月に本研究科が同法科大学院を訪問し、シンポジウムを行い、日韓における法曹養成制度の現状と課題について情報交換し理解を深めたが、その後は交流を継続していない。

ヴァレンシア大学については、平成 26 年に本研究科教員が本学の「平成 26 年度若手研究者国際共同研究スタートアップ事業」により、ヴァレンシア大学で研究活動を実施した。また、同教員らが、本学「SGU 推進事業・平成 26 年度海外連携教育プログラムの開発等に係る海外調査」の一環として、ヴァレンシア大学内海外オフィス・共同研究ラボ設置等に係る調査を行い、平成 29 年 1 月、熊本大学＝ヴァレンシア大学国際教育・研究ラボを設立、その際に、法学の特別講演を行った。さらに、同年 8 月には、ヴァレンシア大学の教員を招聘し、国際セミナーが開催された。(中期計画番号 38)

東呉大学法学院については、平成 26 年から教員間で東呉大学法学院との共同研究を実施し、平成 26 年 12 月に本研究科教員が東呉大学法学院を訪問し共同研究についての報告を行い、平成 27 年 11 月には、東呉大学教授を招へいし、国際セミナーが開催された(人文社会科学系国際共同研究拠点事業)。(中期計画番号 38)平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月にわたり、本研究科教員が東呉大学法学院を研究拠点としたサバティカル研修に従事した。(中期計画番号 38)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

スペインや台湾の協定校とは、教員の特別講演・国際セミナーという形で、恒常的に交流を行っている。本学の国際奨学事業に係る学生の海外支援については、そもそも本研究科の学生は、修了後の 5 月には日本で最難関の試験といわれる司法試験の受験が控えており、学生の関心は高くない。幸いにも平成 25 年・同 26 年には、学生からの応募があり、選考の結果各 1 名を選定し、海外での学習支援を行った(本研究科の平成 28 年度入学者募集停止まで)。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 活動の実績及び学生・研究者の満足度から判断して活動の成果があがっているか。

(観点到に係る状況)

上述のとおり、スペインや台湾の協定校との交流は継続しており、また本研究科教員がサバティカル制度を利用し長期の海外研修に従事することができている。さらに、海外の大学で共同研究や特別講演を行う等の成果を上げている。(中期計画番号 38)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

専門職大学院としての本研究科の国際的な活動は、スペインや台湾の法学院との交流活動を通じてなされている。研究者の満足度の観点からも、本研究科教員はサバティカル制度を活用して長期の海外活動が可能であり、本学が協定大学と開催したシンポジウムで研

究報告を行い、研究者の個人的な研究成果から海外に特別講義に招聘されるなど、活動の成果が上がっているといえる。

以上のことから、期待される水準にあると判断する。

観点 改善のための取り組みが行われているか。

(観点に係る状況)

教員の海外研究の機会を得るためのサバティカル制度は、専門職大学院としての法科大学院たる本研究科設置後、長らく利用できていなかった経緯がある。そのため、この点についての改善のため、平成 25 年度に研究推進委員が本研究科のサバティカル制度の問題点などの検討を行った結果、平成 27 年度に、本研究科教員が本研究科設置後初めてサバティカル制度を活用し、国内の大学ではあるがサバティカル研修に従事した例が現れた。続いて、上述したとおり平成 28 年度にもサバティカル制度が利用され、台湾の法科院で在外研究が行われた。(中期計画番号 38)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

本研究科の設置目的や法科大学院をとりまく社会の厳しい状況下で、平成 25 年度から、サバティカルの資格や手続等をめぐり、本研究科のサバティカル規則の改訂の検討が行われた。本研究科の取組としては、必要十分になされたと評価できる。その成果として、上述のとおり、平成 27 年・同 28 年と 2 年続けてサバティカル制度の利用がみられた。

以上のことから、期待される水準にあると判断する。

4. 質の向上度の分析及び判定

分析項目 I 目的に照らして、国際化に向けた活動が適切に行われ、成果を上げていること。

(判定結果) 質を維持している。

(判断理由)

本来、法曹養成研究科は、日本の司法試験を受験する学生を養成する高度職業人のための専門職大学院（法科大学院）であり、その性質上、法理論教育と実務教育を中心にカリキュラムが厳密に定められており、それに則った教育をしなければならないため、教育上の自由度はどの法科大学院でもあまりない。したがって、本研究科の特性上、国際的な教育活動に関しては、少なからず限界がある。そのような一定の枠が定められた教育体系の中においても国際的な観点を有する講義をできるだけ開講して、国際的やグローバルな観点からの評価基準も単位認定に盛り込み、国際的な場で活躍することが想定される人材も育成している。たとえば、本学修了生の中には、国際的な企業活動を行っている地元のメーカーの法務部門に採用された者もあり、このことは本研究科の国際化の観点からの教育成果を示すものである。

その他にも、日本の法科大学院制度開始後に日本の状況をみながら法科大学院制度を導入した韓国の法科大学院と協定を結び、その後、継続して日韓で法曹養成教育のあり方についての情報を交換し、本研究科の教育にそこで得られたものを反映してきた（平成 22 年 1 月～平成 26 年 3 月）。また、スペイン・台湾の法学院とは、本研究科教員の特別講演や共同研究・国際セミナーの開催といった学術的な交流も行い、互いの法制度についての相互理解も深めてきた（平成 26 年～平成 29 年 5 月）。

近年、本研究科の研究者教員には若手の割合が増えてきたが、これら若手研究者が科学研究費を取得し、積極的に海外へ調査に行くなどしている。

今回の平成 28 年度・同 29 年度の評価期間については、前回の評価期間（平成 22 年度～25 年度）に比べ、本研究科の国際的活動の範囲は拡大しており、国際化の面での本研究科の成果は向上してきたと評価できよう。

以上のことから、質を維持していると判断する。

V 管理運営に関する自己評価書

1. 管理運営の目的と特徴

- ・本研究科における教育・研究活動を円滑に行うため、管理運営体制として、専任教員で構成する法曹養成研究科教授会を置き、その下に、管理・運営に関する重要事項や運営方針等を審議する運営委員会を置いている。
- ・事務組織として、人文社会科学系事務課を置き、総務担当（3名）及び教務担当（2名）により教育研究のサポートを行っている。
- ・自己点検・評価については、研究科発足以来定期的に自己点検・評価、外部評価及び第三者評価（法科大学院認証評価）を実施している。
- ・本研究科に係る活動については本研究ウェブサイトにて公表しており、特に教員紹介においては、教員の専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な教育上の指導能力を有していることを示す資料を掲載し、随時更新している。
- ・市との連携により、人吉市及び天草市へ巡回無料法律相談を実施し住民の相談に応じるとともに、地域固有の法的課題の把握に努めている。

[想定する関係者とその期待]

以上の目的・特徴に照らして、本研究科では、在校生及び修了生、及び地域住民等の関係者を想定し、在校生及び修了生からは快適な学習環境（施設設備等）を提供すること、地域住民からは自身の抱える法的課題を解決すること等の期待を受けている。

2. 優れた点及び改善を要する点の抽出

【優れた点】

- ・平成16年の研究科発足以降、定期的に自己点検・評価及び外部評価を実施しており、2回の法科大学院認証評価においていずれも適格認定を得ている。さらに評価結果に係るPDCAサイクルが組織として定着している。
- ・教員の専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な教育上の指導能力を有していることを示す資料を、本研究ウェブサイトに掲載している。

【改善を要する点】

- ・学生募集停止により、学生数減少及び予算規模縮小の状況で、利用状況を踏まえた学生の学習環境の整備や保守、更新が今後の課題である。

3. 観点ごとの分析及び判定

分析項目Ⅰ 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され機能していること

観点1 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

（観点に係る状況）

本研究科は、教育課程の編成、学生の入学・修了及び教員人事等に関する事項を審議するため、教授会を設置している。さらに教授会の下に研究科長、副研究科長及び主要委員会委員長で構成する運営委員会を設置し、研究科の基本方針等に係る重要事項を審議している。

また、事務組織として、事務課長、副課長（2名）、総務担当（3名）及び教務担当（2名）を配置している。

管理運営組織、事務組織はともに適正な規模・機能を有しており、かつ、研究科における関係委員会組織とも有機的連携体制を構築している。

また、危機管理に係る組織的対応として、研究費の不正防止については「国立大学法人熊本大学における研究不正の防止等に関する規則」に基づき、人文系四部局における管理体制を構築している（資料 E-1-1-1-4）。また、災害への備えとして緊急連絡網の整備・自衛消防組織の編成等により不測の事態に備えるとともに、隔年ごとに消防・防災訓練を実施し多数の学生・教職員（H29年度は約 110 名）の参加を得ている（中期計画番号 78）

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）

本研究科は教授会、運営委員会を設置し、関連の委員会及び事務組織との有機的連携体制を構築している。管理運営組織及び事務組織は適正な規模・機能を有しており、危機管理に対しても組織的に対応している。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

（観点に係る状況）

学生からの意見等聴取のため、研究科長等と学生との懇談会を実施している（資料 E-1-1-1-7）。懇談会で出された要望等に対しては、その場であるいは関係委員会で検討の上、改善可能な事項については積極的に対応している。事務職員は、各種委員会に陪席し適時意見等を提示・提案している。さらに、定期的に学外有識者による外部評価を実施しており、指摘事項に対しては、改善に向けた取組を行っている。（中期計画番号 70）

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）

本研究科は、構成員及び学外関係者から意見を聴取する場を定期的に設定し、ニーズの把握に努めるとともに、適切に管理運営に反映させている。特に学生に関しては、研究科長のほか、学長との懇談会も定期的に実施しており、学修、経済及び生活支援面等の多岐にわたり状況・意見等を把握し、可能なものについては適宜運営に反映させている。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取り組みが組織的に行われているか。

（観点に係る状況）

本研究科の管理運営組織である運営委員会は、研究科長、副研究科長及び主要委員会委員長で構成されている。各委員は、全学の教学に係る主要委員会委員を努めており、全学の政策決定過程を踏まえた多面的な視点から、業務の運営・管理を行っている。全学委員会で得た情報、新規ルール等については、各委員より教授会で個別に報告が行われ、周知されている。また、各委員は、法科大学院認証評価において、自己点検・評価の実施から訪問調査の対応まで中心的役割を担い、組織における課題の把握から改善に至るプロセスを実践することを通じ、一層の資質向上を図った。

さらに、全学の教職員を対象とした情報セキュリティ研修等の各種研修や、事務職員については、各職域に応じた学内外の研修受講を積極的に推進しており、資質の向上と自己研鑽に努めている。（中期計画番号 64）

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）

運営委員会委員は、全学の政策決定過程への参画や法科大学院認証評価への対応等により、組織を運営・管理するための必要な資質向上を図っている。また、事務職員について

も様々な研修に積極的に参加し、自己研鑽に努めている。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

分析項目Ⅱ 活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

観点 活動の総合的な状況について、根拠となる資料・データ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

(観点に係る状況)

本研究科は、教育活動等の状況について、自己点検・評価を実施している。研究科長及び各種委員会委員長等で構成する評価委員会を設置し、法科大学院認証評価及び各種評価に対応している。本WGは運営委員会及び関係各委員会と有機的連携を図りつつ、評価の実施及び改善に向けた取組を行っている。さらに改善状況については運営委員会を中心に検証を行っており、評価の実施から改善に至る一連の体制を組織的に整備している。

なお、研究科独自の自己点検・評価としては、平成28年度に「自己点検・評価報告書〔第2号〕」としてとりまとめ、ウェブサイトにて公表している。(中期計画番号70, 72)・掲載箇所：<http://www.ls.kumamoto-u.ac.jp/evaluation1.html>

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

定期的に自己点検・評価を実施し、さらには当該評価結果に基づく外部評価を実施している。評価の実施に際しては、評価委員会を中心に各種委員会との連携の下、課題の抽出から改善に至る一連の実施体制を構築している。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 活動の状況について、外部者(当該大学の教職員以外の者)による評価が行われているか。

(観点に係る状況)

本研究科においては、平成28年度に実施した「法曹養成研究科自己点検・評価報告書〔第3号〕」に基づき、平成28年12月に外部有識者による外部評価を実施した。外部評価の委員には、熊本県弁護士会長及び元会長を選出し、書面調査のほか、授業参観や施設見学を実施した。また、平成29年度には、3回目となる大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価を受審した。

これらの評価において指摘のあった事項については組織的に検討し、対応可能なものについては適宜改善を図った。(中期計画番号70, 71)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

定期的に自己点検・評価を実施し、当該評価結果に基づく外部評価を実施している。外部評価委員には学外有識者を選出し、教育内容から学生支援、施設・設備等に至る幅広い項目について意見・提案を聴取している。また、5年ごとに実施される法科大学院認証評価を受審している。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 評価結果がフィードバックされ、改善のための取り組みが行われているか。

(観点に係る状況)

上述の自己点検・評価及び外部評価の結果を受け、明らかになった課題等については、その改善に向け組織的な取組を行い、改善を図った。

このほか、教員の個人活動評価についても、教育、研究等の領域において、毎年度各教

員が策定する年度計画の達成状況評価について研究科長がその内容を確認し、必要に応じ適切な助言等を行い必要な改善を図るとともに、教育・研究活動等の活性化を図っている。
(中期計画番号 70)

(水準) 期待される水準にある。
(判断理由)

定期的自己点検・評価結果に基づく外部評価を実施しており、さらには法科大学院認証評価を受審している。評価における指摘事項等に対しては組織的に対応し、PDCA サイクルが定着している。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

分析項目Ⅲ 教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。(教育情報の公表)

観点 目的(学士課程であれば学部、学科または課程ごと、大学院であれば研究科または専攻等ごとを含む。)が適切に公表されるとともに、構成員(教職員及び学生)に周知されているか。

(観点に係る状況)

本研究科は、学生便覧、ウェブサイト(全学及び本研究科)等の各種の表現媒体を通じ、本研究科の教育情報を積極的に公表している。さらに、それぞれの媒体を通じ法科大学院の目的・理念を公表し、教育上の理念及び目標を明確に示している。特に、本研究科が養成する法曹像については、モデルを明確化し、各種、表現媒体を通じ公表するとともに、FD等を通じ、教員間における情報の共有に努めている。(中期計画番号 72)

(水準) 期待される水準にある。
(判断理由)

学生便覧、ウェブサイト等の各種、表現媒体に教育情報を掲載することはもちろん、講義やインストラクターによる学生指導の場などを通じ、学生への丁寧な説明に取り組むとともに、インストラクター会議を通じ、教員間の意識の共有が図られている。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表・周知されているか。

(観点に係る状況)

本研究科は、学生便覧、ウェブサイト(全学及び本研究科)等の各種の表現媒体を通じ、本研究科の教育情報、教育上の理念及び目標を公表し、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、アドミッションポリシーを明確に示している。(中期計画番号 72)

(水準) 期待される水準にある。
(判断理由)

各種、表現媒体に教育情報を掲載することはもちろん、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、アドミッションポリシーについては、ウェブサイト及び各種媒体を通じた周知が徹底されている。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条に規定される事項を含む。）が公表されているか。

（観点に係る状況）

教育研究活動等についての情報の公表に関し、法科大学院案内、学生募集要項、学生便覧、ウェブサイト（全学及び本研究科）等の各種媒体を通じ積極的に公表している。さらに、教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果を「熊本大学大学院法曹養成研究科自己点検・評価報告書」としてウェブサイトを通じ公表している。また、大学院紀要（熊本ロージャーナル）を発行し、社会に向けた積極的な公表に取り組んでいる。（中期計画番号 72, 74）

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）

教育研究活動等については、教員の担当する専門分野における教育上又は研究上の業績をはじめ、高度な教育上の指導能力を有することを示す資料がウェブサイトの「教員紹介」を通じて公表している。

また、専任教員については、その専門知識を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報についても公表しており、社会に向けた情報発信に取り組んでいる。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

分析項目 VI 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。（施設・設備）

観点 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

（観点に係る状況）

未改修施設の老朽化や、学生数減少にともなう利用状況を踏まえた学習環境の整備への対応が遅れていることが問題となっている。耐震化については全学的な施設整備がなされている。また、学生が利用しうる建物入口にはすべてスロープが設置されており、文法棟・全学教育棟にはエレベーターが設置され、少なくとも 1 カ所の入口は自動ドアである。防犯については、自習室棟への入口はカードキーで錠錠する方式で、外部者の侵入はできない。また、自習室棟の道路側には照明灯が設置されている。

平成 29 年度には、防犯カメラを文法棟及び共用棟黒髪 6 の適切な場所に設置した。

（中期計画番号 75）

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）

十分に活用できていない施設が一部あり、全学教育棟にはエレベーターはあるものの講義室からは相当に離れている。とはいえ、施設の多くは有効に利用されている。

以上のことから関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

（観点に係る状況）

本研究科の学生にはそれぞれ ID が与えられ、熊本大学法科大学院教育支援システム (TKC) が利用できる。このシステムでは、電子シラバス・電子教材 (レジュメ等) の受け渡しその他、付属の LLI 統合型法律情報システム (ロー・ライブラリー) により、判例・文献検索が利用でき、学外からのアクセスも可能である。自習室棟には 10 台の共用 PC およびプリンターが設置されており、開室時間中はいつでも利用可能である。また、無線 LAN も

整備されており、大学内では自由にネットワーク利用ができる環境が整えられている。(中期計画番号 77)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

学内外から判例検索、文献検索が利用可能な教育支援システムは講義の予習・復習等の学習に有効である。また、学生は自習室棟からもこれらのシステムを自由に利用することができる。

以上のことから関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

(観点に係る状況)

まず、自習室棟には基本図書が整備されており、開室時間中は自由に利用できる。また、文法棟 1 階に法学部図書室が設置されており、専門図書・雑誌が備置されている。より詳しい学習・研究のためには、熊本大学附属図書館の利用が可能である。さらに、上記のように、ロー・ライブラリーにより、判例検索・文献検索が可能である。(中期計画番号 14)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

自習室棟の基本図書は、教員が講義に役立つものとして選書するほか、学生の希望を聞いて収集されている。禁帯出であるが、自習室棟には専用コピー機が設置され、複写が可能である。より詳しい資料の閲覧には法学部図書室・附属図書館が利用できる。

以上のことから関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 自主学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

(観点に係る状況)

学習場所の確保として、自習室には各学生 1 台の専用キャレルが設置されている (キャレル総数 128 席)。ソフト面では、まず、自主学習支援として、熊本県弁護士会と連携し、当研究科修了生を中心とする若手弁護士(アカデミック・アドバイザー)による勉強会(論文作成演習ゼミ、基礎力養成ゼミ)が開催されている。また、教員監修または学生のみ自主ゼミが多く存在し、場所としては上述の演習室、談話室、自主ゼミ室の他、自習室棟の談話室、学生指導室が利用できる。(中期計画番号 14)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

各自専用のキャレルを利用できることは、講義外での学習に非常に有効である。上記勉強会は、対象学生の過半数が利用し、好評である。自主ゼミは数多く開催されており(教育領域参照)、学生指導室の利用を認めるなどの措置で場所は何とか確保できている状況である。しかし、夜間の時間帯に行われる場合、鍵の管理など課題は残っている。

以上のことから関係者から期待される水準にあると判断する。

4. 質の向上度の分析及び判定

- (1) 分析項目Ⅰ 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され機能していること。

(判定結果) 質を維持している。

(判断理由)

事務組織（人文社会科学系事務課）については、H22年度の事務改編に伴い、業務の総点検を実施し、第2期中期目標期間（以下、「第2期」という。）と同様に効率化・合理化が図られている。危機管理については、消防・防災訓練の実施（H29）やコンプライアンス体制の構築等を継続しており、質を維持していると判断する。

- (2) 分析項目Ⅱ 活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

(判定結果) 質を維持している。

(判断理由)

本研究科は、規則に基づく自己点検・評価、外部評価及び第三者評価（法科大学院認証評価、中期目標期間評価）を第2期に続き定期的実施しており、法科大学院認証評価（平成29年度において適格との認定は得られなかったものの、各評価結果については、評価実施体制に基づき、改善に繋げている。これら一連のPDCAサイクルが組織として定着していることから、質を維持していると判断する。

- (3) 分析項目Ⅲ 教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。（教育情報の公表）

(判定結果) 質を維持している。

(判断理由)

大学のウェブサイト、SOSEKIシステム、本研究科のウェブサイト、学生便覧、パンフレットなど、多様な表現媒体を活用することで、教育研究活動等について積極的な公表がなされている。また、単に情報を掲載するだけでなく、インストラクターによる面談など、フェイス・トゥ・フェイスによる丁寧な説明が実施されている。以上のことから、質を維持していると判断する。

- (4) 分析項目Ⅳ 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。（施設・設備）

(判定結果) 質を維持している。

(判断理由)

教育研究活動に必要な施設・設備は、安全・防犯についても配慮の上、整備・維持されている。ICT環境、学習・研究資料ともに期待される水準にあり、また、自主学習支援のための設備・人的支援体制も、第2期と同様に充実し、いずれも有効に活用されている。以上のことから、質を維持していると判断する。

VI 男女共同参画に関する自己評価書

1. 男女共同参画の目的と特徴

本学では、男女共同参画社会の実現のために大学が担うべき役割と責任を果たすべく、「熊本大学男女共同参画推進基本計画」（平成19年3月26日）を策定している（以下、「計画」という）。前記計画は、本学における男女共同参画推進の目標、方針、推進体制等について基本的事項を定めたものであり、大学及び各部局は、これに基づき、全学一体となって具体的な取組みを計画的に推進していくことが期待されている。

本研究科は、法曹養成機能を有する専門職大学院として、全学的にも社会的にも男女共同参画社会の実現に向けてリーダーシップを発揮することが求められている。そこで、本研究科では、前記計画に掲げられた方針に基づき、5つの推進計画を立て、計画の達成に努めている。推進計画及び具体的な取組み事項は下記の通りである。

1. 男女の機会均等の実現

- ①女性教員の比率が全体の30%以上となるよう努力する。
- ②公募文書に男女共同参画を推進している旨明記する。ウェブサイトに公募要領を記載する場合、男女共同参画の取組みについての広報ページにリンクさせる。
- ③教職員の業績評価等に際しては、出産・育児・介護等に従事したことを配慮できるものとする。

2. 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識改革の促進

- (1)女性教員・女性院生の相互交流・情報交換を積極的に行う。
 - ①新たなパワー・ハラスメントの火種にならないよう十分留意しつつ、効率的な助言システムを検討する。
 - ②部局内あるいは近接部局との間で女性研究者の交流会を実施する。
- (2)男女共同参画推進委員会において、教員・院生等の待遇等で性別による不公正がないかどうかを点検し、必要な対応を行う。

3. 就労・就学と家庭生活との両立支援

- ①仕事の配分について、出産・育児・介護等の事情に配慮する。
- ②会議等については、子どもを持つ者に対して参加が困難にならないような時間設定を行うなど、子育て中の教職員が不利にならないような職場慣行を確立する。
- ③家庭をもつ院生について、就学指導の充実に努める。

4. 政策・方針決定への女性の参画の拡大

- ①教授における女性比率を増大できるよう努力し、目標を20%以上とする。
- ②部局の政策を決定する会議への女性参加を推進する。部局内で女性委員長1名以上及び運営委員会委員1名以上を目標とする。
- ③全学委員会の女性委員1名以上を目標とする。
- ④教員の採用・待遇等について、性別による偏見がないかどうかについて点検し、必要があれば改善を求める。

5. 苦情申立・救済システム

現行のインストラクター制度を充実させ、ジェンダー問題にも対応できるようにする。

[想定する関係者とその期待]

想定される関係者は、本研究科の教職員及び院生であり、前記具体的な取組みの早期達成が期待される。

2. 優れた点及び改善を要する点の抽出

(前記「1. 男女共同参画の目的と特徴」で掲げた推進計画及び具体的な取組み事項(以下、「事項」という)の番号に対応。以下同じ。)

【優れた点】

1. 男女の機会均等の実現(事項①・②)
 - ・専任教員に占める女性教員の比率が全体の30%を超えている。
 - ・教員採用の場において、男女共同参画の理念が実現されている。
3. 就労・就学と家庭生活との両立支援(事項①から④)
 - ・職員については、職務の分掌、会議の開催日程等において、学生については、就学指導等において、「ワーク・ライフ・バランス」を保障するよう配慮がなされている。
 - ・平成25年度より、長期履修制度が導入されている。

【改善を要する点】

4. 政策・方針決定への女性の参画の拡大(事項①)
 - ・平成25年4月1日現在、教授における女性比率は目標の20%に達していない。
5. 苦情申立・救済システム
 - ・セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントへの対応については全学のシステムに委ねられており、独自のシステムを持たないため、今後なお検討を要する。

3. 観点ごとの分析及び判定

分析項目Ⅰ 目的に照らして、男女共同参画に向けた活動が適切に行われていること。

観点 男女共同参画推進の方針等に照らして、当該方針等に基づいた活動が適切に行われていること。

(観点到る状況)

1. 男女の機会均等の実現

前記の通り、教員公募の際には、公募要領において男女共同参画の理念に基づいた採用を行う旨を明記している。下の表の通り、本研究科では、平成26年度では専任教員に占める女性教員の比率が全体の25%であったが、27年度以降は35%を占めるに至り、事項①を達成している。全学との比較、近接部局との比較においても高い数値を示している。

また、平成22年度より、公募に際しては、公募文書に男女共同参画を推進している旨明記するとともにウェブサイトにも、公募要領を記載する場合には男女共同参画の取組みについての広報ページにリンクさせている(事項②)。

なお、事項③については、申し合わせ等の作成はしていないが、了解されていると考えられる。申し合わせ等の作成については、今後、必要に応じて検討する。
2. 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識改革の促進

女性院生については、後述のインストラクター制度で考慮している。教員相互については、制度の必要性も含めなお検討する。現在は、任意に相談に応じている状況である(事項(1)①)。なお、法曹養成研究科及び関係学部等の有志による交流会が年1回程度行われ、男女共同参画に関する問題点の共有や情報交換に努めている(事項(1)②)。

教員・院生等の待遇等で性別による不公正の有無については、男女共同参画委員会で、公開された資料等のチェックを行っており、とくに院生の状況については、インストラクター会議等で情報交換をしている(事項(2))。
3. 就労・就学と家庭生活との両立支援

本研究科では、子育てに従事する男性教員及び女性教員について、職務の分掌、会議の開催日時等に配慮している(事項①・②)。明文の申し合わせ事項はないが、了解事項と考えられている。また、職業や家庭をもつ院生に対しては、インストラクターや講義担当者においてこれに配慮した就学指導を行っている(事項③)。

4. 政策・方針決定への女性の参画の拡大

平成 29 年 4 月 1 日現在、教授における女性比率は目標の 20%に達した。もっとも、女性教授 2 名のうち 1 名は全学委員会・常置委員会等に関与しない実務家教員であることから引き続き、教授における女性比率の増大に向けての努力が必要である（事項①）。

ただし、本研究科では参加資格を教授に限らない委員会等が多いため、部局全体の会議のほとんどについて女性委員が参加している。下記の表の通り、平成 28 年度を除いて、女性が委員長である委員会が少なくとも 1 つあり、運営委員会においても 4 名中 1 名が女性委員である（事項②）。なお、平成 28 年・29 年とも、全学委員会の女性委員に少なくとも 1 名が参加しており、前記計画は達成しているが（事項③）、なお積極的な参画が期待される。なお、教員の採用・待遇等における性別による偏見の有無についての点検は、未実施であるが、上記のような現状においては、特に問題ないと思われる（事項④）。（中期計画番号 54, 55）

5. 苦情申立・救済システム

本研究科では、インストラクター制度を採用し、インストラクター連絡会議等で学生の情報を共有している。ほとんどの問題は、上記制度で対応できていると思われる。セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントについては全学のシステムで十分であると考えられるが、現状では各インストラクター及び個別の教員が対応に当たっているため、上記システムの構築については、今後なお検討を要する。

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）

上記観点ごとの分析において明らかになった通り、「2. 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識改革の促進」、「5. 苦情申立・救済システム」において若干の検討を要する点が散見されるが、全体において、本研究科における男女共同参画の目的を達成できている。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

4. 質の向上度の分析及び判断

（判定結果）改善・向上している。

（判断理由）

専任教員に占める女性教員の割合は、前回の組織評価の時点（平成 26 年度）では 25%であったが、前記の通り、現在では 35%にまで向上している。このことは、本研究科における男女の機会均等、意識改革の促進、就労と家庭生活との両立支援等が相当程度において実現されていることを示すものである。このほか、上記観点ごとの分析からも明らか通り、第 2 期中期目標期間終了時点と比較して、質は改善、向上しているといえる。